

10月は「飼い主マナー向上推進月間」

ペットとともに暮らす責任 を見直そう！



村には毎年、犬・猫の放し飼いや糞尿の放置、鳴き声・臭気など不適切な動物の飼育、飼育途中で動物の放棄や遺棄、飼育能力を超えた多頭飼育など、多くの相談や苦情が寄せられています。

ペットが人間社会の一員となるためには、飼い主のマナーが大切です。“ペットとともに暮らす”と決めた以上、飼い主にはマナーを守り愛情をもって世話をする責任があります。この機会に、飼い主としての責任を改めて見直し、近隣への迷惑行為等を未然に防ぐとともに、動物の適正な飼育管理に努めるよう心掛けましょう。

ふんの持ち帰りは当たり前です！

犬の散歩に行くときは、シャベルやビニール袋を忘れず持ち歩きましょう。住んでいる地域に犬や猫のふんが落ちていたり、誰でも気持ち良いものではありません。地域の方に不快感を与えることなく、また住民間のトラブルを防ぐためにも、飼い主として最低限のマナーを守ることは大きな義務です。

ペットの放し飼いは、やめましょう！

「うちのペットはおとなしいから放し飼いにしても大丈夫」などと思っていませんか。公共の場所には、“動物が好きな人”と同じくらい“動物が苦手な人”もいます。屋外で飼う犬はロープなどでつなぎ、猫など、その他の動物は室内で飼いましょう。また、ペットを連れて外出するときは必ずリードを着けましょう。

威嚇・興奮・ほえる犬のしつけを！

散歩中にすれ違う人や犬、自転車等に激しくほえかかる犬がいます。犬同士のけんかや人への危害を防ぐためには、基本的な散歩の練習が必要です。

犬が集まる公園等で遠くからさまざまな音を聞かせたり、犬や人の様子が感じられる場所で静かにすることを練習させたりするほか、たくさんの人や犬と触れ合うなど、さまざまな経験をすることで、犬は人間社会で安全に生きていくためのコツを学習します。

大切な愛犬のためにも、飼い主の皆さんは正しいしつけを心掛けましょう。

迷子のペット情報を公開しています

村で保護している犬の情報等を、村公式ホームページで公開しています。茨城県動物指導センターの「迷い犬・猫情報」も、併せてご利用ください。

災害時の同行避難について考えましょう

名札や鑑札・注射済票の装着のほか、ケージなどの限られたスペースでも生活できるようしつけを行うなど、災害時のために日頃から準備をしておきましょう。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)、茨城県動物指導センター(☎029-672-1200)